



第76回 定時株主総会 招集ご通知

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

Contents

- 第76回定時株主総会招集ご通知
- 事業報告
- 計算書類
- 監査報告書
- 株主総会参考書類
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役3名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役2名選任の件
 - 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

開催日時

2024年5月30日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所

大阪市淀川区西中島五丁目5番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ 2階 若竹の間

株主総会にご出席いただけない場合

インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使くださいようお願い申し上げます。
議決権行使期限：2024年5月29日（水曜日）
午後5時30分まで

証券コード5900
2024年5月14日

株 主 各 位

大阪市淀川区新高二丁目7番13号

株式会社 **ダイケン**

代表取締役社長 藤岡 洋一

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.daiken.ne.jp/ir/general.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5900/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ダイケン」または「コード」に当社証券コード「5900」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁及び4頁のご案内に従って、2024年5月29日（水曜日）午後5時30分までにご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年5月30日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）				
2 場 所	大阪市淀川区西中島五丁目5番15号 新大阪ワシントンホテルプラザ 2階 若竹の間 (末尾記載の株主総会会場のご案内をご参照ください。)				
3 目的事項	<table> <tr> <td>報告事項</td> <td>第76期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件</td> </tr> <tr> <td>決議事項</td> <td> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役3名選任の件 第3号議案 補欠監査役2名選任の件 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 </td> </tr> </table>	報告事項	第76期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役3名選任の件 第3号議案 補欠監査役2名選任の件 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
報告事項	第76期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件				
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役3名選任の件 第3号議案 補欠監査役2名選任の件 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件				
4 招集に当たっての決定事項	次頁「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。				

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎2022年9月1日施行の改正会社法により、株主総会資料^(注)の電子提供制度（株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載して提供する制度）が開始されましたが、本年の株主総会につきましては、一律に従前どおりの株主総会資料をお送りしております。

（注）株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類及び連結計算書類を指します。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daiken.ne.jp>) においてお知らせいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2024年5月30日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年5月29日(水曜日)
午後5時30分入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。以下の案内に従って、議案に対する賛否をご記入ください。

行使期限

2024年5月29日(水曜日)
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

議決権行使書用紙のイメージ

議決権の型 XX 股

1. _____

2. _____

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

見本 郵便番号 XXXXX

〇〇〇〇〇〇

→こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

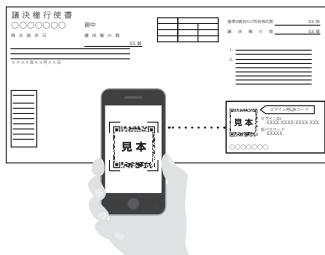
- ・インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

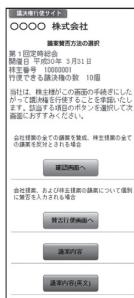
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

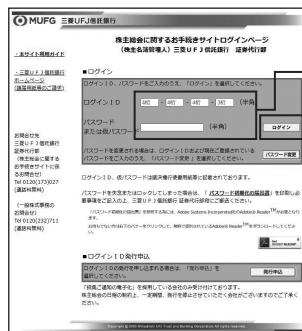
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

事業報告

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、2023年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたことで、経済活動の正常化が進み、回復基調となりました。一方で、地政学的リスクは依然として高く、これに伴う物価高や各国におけるインフレ抑制のための金融引き締め政策など、景気下振れのリスクをはらんだ状況となりました。

建設市場におきましては、政府による各種政策や経済活動の正常化の影響はあったものの、人手不足による工事遅延や物価の上昇などから持家、分譲住宅を中心に新設着工戸数は減少し、企業の設備投資につきましても足踏みがみられる状況となりました。また、地政学的リスクの長期化から原材料価格やエネルギー資源価格の高止まりは続き、製造コストの上昇は避けられず、厳しい経営環境となりました。

このような中、当社は、駐輪ラックやごみ収集庫、庇などの主力製品については、引き続きインターネット広告を展開し、2023年10月には、Instagramの公式アカウントを開設するなど、SNSを活用した情報発信を強化いたしました。

また、新たに販売を進めている分野を含めて、全国の展示会へ積極的に参加し、多くの製品について、手に触れてもらう形でのアプローチにも努めました。

原材料の価格高騰などによるコスト増加に関しましては、生産の合理化や設備投資により省力化を進めていくとともに、物流の最適化へも取り組んでおります。

建築関連製品事業では、海外市場での需要獲得に苦慮いたしましたが、国内の既存市場へ付加価値の高い製品提供に努め、クリーンストッカーなどのエクステリア関連製品については、インターネットを介した販売などで堅調に推移いたしました。また、SNSや展示会を通じて、メンテナンスレールなど用途提案を通じた新分野での製品の認知度を高め、販売拡大を図ってまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高につきましては、前事業年度比2.7%増の10,881百万円となりました。利益面では、営業利益は前事業年度比4.0%増の448百万円、経常利益は前事業年度比2.5%増の485百万円となりました。当期純利益は前事業年度に比べ4.0%増の328百万円となり、自己資本利益率は、前事業年度比0.1ポイント増の2.6%となりました。

品目別の売上状況については、次のとおりであります。

(単位：千円)

分 類	金 額	構成比	主 要 製 品 名
金 物	3,451,495	31.7%	ハンガーレール、点検口
建 材	2,137,130	19.6%	アルミ庇、金属製笠木、外装ルーバー
エクステリア	3,296,771	30.3%	自転車置場、物置、ごみ収集庫
そ の 他	1,824,964	16.8%	セキュリティ関連、ホームタンク
小 計	10,710,362	98.4%	—
不動産事業収入	171,398	1.6%	不動産賃貸
合 計	10,881,761	100.0%	

(2) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資の総額は、388百万円であります。その主なものは、建築関連製品の生産用機械装置及び工場建物であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に新たな増資、社債発行などによる資金調達は実施しておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

次期におきましては、地政学的リスクの影響が長引く中、物価高は続き、各国の金融引き締め政策による景気の下振れリスクや為替変動の影響などが予測され、調達コストにおいて厳しい状況が続くものとみられます。一方で、国内の建設市場を俯瞰してみると、人口減少の流れから住宅着工戸数は減少傾向が続くものの、政府の各種政策などから賃金上昇の動きは進むとともに、建設コストの高止まりは一巡するとみられ、市場は底堅く推移するものと考えられます。また、企業の設備投資につきましても、物価高の影響を受け投資の着手には慎重となるものの、投資意欲は堅調であると考えられ、底堅い動きになるとみられます。

建築関連製品事業におきましては、成熟した国内市場において、自社製品の価値を高め、需要を創造し困り込んでいくことが課題となっており、それとともに新製品開発や新市場を開拓し、育てていくことが求められます。そして、成長著しい海外市場においても、その多様な文化へ対応していくことで市場の開拓を進めてまいります。

このような事業上の課題に対して、市場調査に注力することにより、既存製品を新しい用途に合う形に改良し、あるいは新製品開発をもって対処することで従来になかった需要の獲得に取り組んでまいります。

また、開発、製造、販売で連携して、自社の持つ競争優位点を洗い出し、かつ積極的な設備投資に取り組み、環境や社会の課題に向き合う体制を構築してまいります。

厳しい状況が見込まれる調達コストについては、部品、部材の共通化やシステムの統一、事務処理業務の集約化などによって原価低減を図ってまいります。また、生産及び在庫拠点の見直しなどから物流の効率化、製品の短納期化に努めるとともに、品質の向上に取り組むことで付加価値を高め、価格へ適切に反映させていくことにより対応してまいります。

不動産賃貸事業におきましては、老朽化対策と物件の稼働率を高めることで安定した利益率を確保することが課題となります。

これらの課題に対しましては、各物件の入居率を高めるべく需要獲得に努めるとともに、物件の稼働状況を高い水準で維持できるよう、居住者のニーズに合わせた補修や設備投資に取り組んでまいります。

当社は、第77期事業年度で創業100周年の節目の年を迎えます。

「豊かな環境と住まいづくり」という経営理念の実践をもって、社会貢献への取り組みや事業活動を通じたより高い価値の提供に取り組むことで、次の100年も社会に必要とされる企業となれるよう挑んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解をいただき、ご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分 \ 期 別	第73期 (2021年2月期)	第74期 (2022年2月期)	第75期 (2023年2月期)	第76期(当期) (2024年2月期)
売 上 高	10,102,408	9,864,870	10,599,528	10,881,761
経 常 利 益	436,422	389,181	473,786	485,709
当 期 純 利 益	296,156	257,445	316,102	328,746
1株当たり当期純利益	50円86銭	44円41銭	57円14銭	59円95銭
総 資 産	15,293,666	15,555,138	15,932,787	15,851,830
純 資 産	12,405,384	12,587,925	12,660,335	13,052,136

- (注) 1 第75期事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第75期以降にかかる金額につきましては、当該会計基準等を適用した後の金額で表示しております。
- 2 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を除く。)に基づき算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社は、金物製品、建材製品、エクステリア製品等の製造、販売を行っており、また、製品の取付け工事を行っております。さらに、不動産賃貸事業を営んでおります。

(12) 主要な営業所及び工場

本 社 大阪市淀川区新高二丁目7番13号

支店・営業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
札幌支店	札幌市清田区	仙台営業所	仙台市宮城野区
東京支店	東京都墨田区	埼玉営業所	さいたま市北区
名古屋支店	愛知県一宮市	西関東営業所	東京都町田市
大阪支店	大阪市淀川区	広島営業所	広島市中区
		福岡営業所	福岡市博多区

(注) 当事業年度において、盛岡営業所を仙台営業所へ、千葉営業所を東京支店へ、岡山営業所を広島営業所へそれぞれ統合しております。

工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
室蘭工場	北海道室蘭市	兵庫工場	兵庫県加西市
成田工場	千葉県富里市	岡山工場	岡山市東区
千葉工場	千葉県佐倉市	津山工場	岡山県津山市
十三工場	大阪市淀川区		

(13) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	276名	8名増	41.9歳	15年10月
女 性	52名	—	43.2歳	14年1月
合計または平均	328名	8名増	42.1歳	15年6月

(注) 従業員数には、臨時従業員及び嘱託社員（計41名）は含んでおりません。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 21,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,970,480株 (うち自己株式487,059株)
- (3) 株 主 数 1,177名 (前期末比139名増)
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
藤 岡 洋 一	1,115,200株	20.3%
ダ イ ケ ン 取 引 先 持 株 会 社	470,777株	8.6%
株 式 会 社 リ ソ ナ 銀 行	243,000株	4.4%
藤 岡 純 一	237,000株	4.3%
藤 岡 秀 一	203,385株	3.7%
押 木 信 吉	202,350株	3.7%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	185,000株	3.4%
ダ イ ケ ン 従 業 員 持 株 会 社	171,511株	3.1%
桑 井 孝 子	142,000株	2.6%
INTERACTIVE BROKERS LLC	105,700株	1.9%

- (注) 1 当社は、自己株式487,059株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
- 2 持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2024年2月29日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤岡洋一	
取締役	北脇昭	総務部長
取締役	小野雅行	営業本部長
取締役	岡森正寛	製造本部長
取締役	白岩和哉	マーケティング本部長兼営業本部副本部長
取締役	小林勉	経理部長
取締役	有田真紀	公認会計士・税理士有田事務所 所長 日本P Cサービス株式会社 社外取締役 株式会社栗本鐵工所 社外監査役
常勤監査役	花岡秀典	
監査役	森住曜二	森住曜二公認会計士事務所 所長 株式会社グラッドキューブ 社外取締役 ルクサナビオテック株式会社 社外取締役 ローランド株式会社 社外監査役
監査役	荒井憲一郎	荒井公認会計士事務所 所長 大阪府信用農業協同組合連合会 員外監事

- (注) 1 取締役有田真紀氏は社外取締役であります。
 2 監査役森住曜二氏及び監査役荒井憲一郎氏は社外監査役であります。
 3 取締役有田真紀氏、監査役森住曜二氏及び監査役荒井憲一郎氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 4 常勤監査役花岡秀典氏は、株式会社りそな銀行に長年在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5 監査役森住曜二氏及び監査役荒井憲一郎氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(ご参考) 当事業年度末における執行役員は次のとおりであります。

氏名	担当地位
中野達	執行役員 貿易部長
山本昌史	執行役員 兵庫工場長
河島仁	執行役員 成田工場長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第27条、第35条の規定により、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、保険料は特約部分も含めて全額会社の負担としております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり決定しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を實踐できる人材の確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けた意欲をより高めることを目的として、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（月額）、業績連動報酬としての賞与、及び退職慰労金により構成しています。社外取締役の報酬は、経営陣から独立した立場から経営の監督機能を担う役割であるため、固定報酬である基本報酬（月額）のみとしています。

- (b) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）
当社の取締役の基本報酬は、月別の固定報酬（金銭報酬）とし、役位、職責、当社の業績や経営状況、過去の実績、使用人とのバランス等を総合的に勘案して決定しています。
- (c) 業績連動報酬の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）
業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための業績目標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の当期純利益の達成度合いに基づき総合的に勘案のうえ決定し、賞与として毎年一定の時期に支給しています。
当事業年度における業績連動報酬の額の算定に用いた業績指標の実績は、8頁の「1.（9）財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。
- (d) 退職慰労金の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）
退職慰労金は、役員退職慰労金規程に基づき、株主総会の決議を経て、退任時に役位、功績及び在任年数により決定し支給しています。
- (e) 基本報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
取締役の種類別の報酬割合については、当社の経営環境・事業環境、職責及び業績連動報酬における目標達成の難易度等を考慮し、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう適切に決定しています。
- (f) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
基本報酬及び業績連動報酬については、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会決議に基づき代表取締役社長藤岡洋一氏に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門の評価を行うことに最も適していると判断したためであります。なお、その権限の内容は、各取締役への配分基準及び個人別支給額としております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	人数	支給額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		
			基本報酬	業績連動報酬等	退職慰労金
取締役 (うち社外取締役)	8名 (1名)	101,780 (3,240)	79,080 (3,240)	12,700 —	10,000 —
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	17,150 (4,800)	14,550 (4,800)	1,400 —	1,200 —
計	12名	118,930	93,630	14,100	11,200

(注) 1 1996年5月29日の株主総会の決議による取締役の報酬限度額（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まず）は年額200,000千円、及び監査役の報酬限度額は年額50,000千円であります。なお、同決議時における役員の数数は、取締役10名、監査役2名であります。

2 支給額には、当事業年度中に役員賞与引当金繰入額として費用処理した14,100千円（取締役12,700千円、監査役1,400千円）及び役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した11,200千円（取締役10,000千円、監査役1,200千円）が含まれております。

3 人数及び支給額には、2023年5月25日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名及び監査役1名を含めております。そのうち、小林勉氏は同定時株主総会終結の時をもって監査役を退任した後、取締役に就任したため、人数及び支給額については、監査役であった期間は監査役に、取締役であった期間は取締役にそれぞれ含めて記載しております。

4 上記のほかに、次の支払いがあります。

① 2023年5月25日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する役員退職慰労金

25,579千円

(注)上記金額には、当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額として25,200千円が含まれております。

② 使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額

60,690千円

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	有田真紀	当事業年度開催の取締役会には14回中14回に出席し、公認会計士及び税理士としての専門知識とガバナンスや企業経営に関する高い見識から、経営の意思決定等に積極的に意見を述べていただいております。取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	森住曜二	当事業年度開催の取締役会には14回中14回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会には14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	荒井憲一郎	当事業年度開催の取締役会には14回中14回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会には14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

桜橋監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2023年5月25日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額19,500千円

(注) 1 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である桜橋監査法人は、会社法第427条第1項及び定款第39条の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

また、EY新日本有限責任監査法人が当社の会計監査人であった間は、同監査法人との間においても同様の契約を締結しておりました。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス体制の根幹となる行動指針を定め、取締役が、率先して研修等へ参加することを通じて、コンプライアンスの意識向上に努めるとともに、すべての役員が事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンス規程に従い実践するよう周知徹底します。
- ② 内部監査室は、総務部と連携のうえコンプライアンスの状況を監視するとともに、随時取締役会に報告します。
- ③ 当社は、コンプライアンスに係る問題等を発見した場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートの他に公益通報制度を設け、その利用につき役職員に周知し運営します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、法令及び社内規程に基づき、定められた期間保存します。また、取締役及び監査役はそれらの文書を随時閲覧できるものとしします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスク状況への対応については、別途定められた「危機管理規程」に基づき各部門への浸透を図ります。各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行い、各事業部門の長は、定期的にはリスク管理の状況を担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において、改善策を審議・決定します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は目標の明確な付与等を通じて市場競争力の強化を図るために、年度予算を策定し、それに基づく業績管理を行うとともに、別途定める社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとるものとしします。

また、取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を選任するものとしします。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び子会社等と重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要事実について相互に情報確認を行い、適切なリスク管理に努めます。

また、当社と子会社等との間における取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切に管理するとともに、不適切な取引または会計処理を防止するため、内部監査室は監査役及び監査契約を締結した監査人と十分な情報交換を行うものとし、

当社は、子会社に関する業績状況、決算状況などの報告について、定期的・継続的に子会社の取締役または従業員から当社取締役会へ報告するものとし、監査役は取締役会と連携し報告を共有するものとし、

当社の監査役は、監査役会において定めた監査役監査基準に従い、子会社の業務及び財産の状況を調査することができるものとし、子会社の取締役または従業員から直接報告を受けることができるものとし、

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとし、

また、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、あらかじめ監査役の同意を必要とします。

(7) 取締役・使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部門長会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求めるものとし、

取締役または従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社等の財務及び事業に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部者通報による通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備し、報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役の協議により決定します。

また、監査役に対し当該通報及び報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとし、

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定します。
- ② 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査契約を締結した監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ります。
- ③ 監査役の職務執行に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担します。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとします。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「行動指針」に定め、基本方針とします。また、必要に応じて警察、顧問弁護士などの外部の専門機関と連携し的確に対応します。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

経営環境の変化に応じて、社内規程の制定並びに改定を行い、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう企業行動基準の周知活動を行うとともに、取締役会において内部統制監査に基づく報告を定期的に行っております。なお、取締役会は毎月1回開催しており、当事業年度におきまして14回開催されております。

社外監査役を含む監査役は、監査計画に基づいた監査の他、取締役会への出席や、代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行い、取締役の職務執行の監査、内部統制の運用状況を確認しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて、比率は単位未満端数を四捨五入して表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2024年2月29日現在)

(単位：千円)

| 科目              | 金額                | 科目                  | 金額                |
|-----------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| <b>資産の部</b>     |                   | <b>負債の部</b>         |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>10,039,966</b> | <b>流動負債</b>         | <b>2,495,891</b>  |
| 現金及び預金          | 3,949,324         | 支払手形                | 13,703            |
| 受取手形            | 251,510           | 電子記録債務              | 1,045,978         |
| 電子記録債権          | 2,146,832         | 買掛金                 | 535,932           |
| 売掛金             | 1,816,722         | 未払金                 | 161,994           |
| 商品              | 4,186             | 未払費用                | 140,519           |
| 製品              | 916,322           | 未払法人税等              | 122,812           |
| 原材料             | 544,595           | 賞与引当金               | 187,008           |
| 仕掛品             | 331,598           | 役員賞与引当金             | 14,100            |
| 貯蔵品             | 48,357            | その他の流動負債            | 273,843           |
| その他の流動資産        | 30,736            | <b>固定負債</b>         | <b>303,802</b>    |
| 貸倒引当金           | △220              | 役員退職慰労引当金           | 112,675           |
| <b>固定資産</b>     | <b>5,811,863</b>  | 繰延税金負債              | 83,103            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>4,386,738</b>  | その他の固定負債            | 108,023           |
| 建物              | 1,474,016         | <b>負債合計</b>         | <b>2,799,694</b>  |
| 構築物             | 40,248            | <b>純資産の部</b>        |                   |
| 機械及び装置          | 691,189           | <b>株主資本</b>         | <b>12,594,617</b> |
| 車両運搬具           | 29,389            | <b>資本金</b>          | <b>481,524</b>    |
| 工具器具備品          | 118,629           | <b>資本剰余金</b>        | <b>250,398</b>    |
| 土地              | 2,028,023         | 資本準備金               | 249,802           |
| 建設仮勘定           | 5,241             | その他資本剰余金            | 596               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>141,088</b>    | <b>利益剰余金</b>        | <b>12,192,432</b> |
| ソフトウェア          | 133,000           | 利益準備金               | 120,381           |
| その他の無形固定資産      | 8,088             | その他利益剰余金            | 12,072,051        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,284,036</b>  | 別途積立金               | 7,500,000         |
| 投資有価証券          | 994,027           | 繰越利益剰余金             | 4,572,051         |
| 関係会社株式          | 20,000            | <b>自己株式</b>         | <b>△329,737</b>   |
| 長期貸付金           | 20,021            | <b>評価・換算差額等</b>     | <b>457,518</b>    |
| 保険積立金           | 229,508           | <b>その他有価証券評価差額金</b> | <b>457,518</b>    |
| その他の投資          | 47,391            | <b>純資産合計</b>        | <b>13,052,136</b> |
| 貸倒引当金           | △26,911           | <b>負債及び純資産合計</b>    | <b>15,851,830</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>15,851,830</b> |                     |                   |

## 損益計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位：千円)

| 科目           | 金額         |
|--------------|------------|
| 売上高          | 10,881,761 |
| 売上原価         | 7,560,519  |
| 売上総利益        | 3,321,242  |
| 販売費及び一般管理費   | 2,873,201  |
| 営業利益         | 448,040    |
| 営業外収益        | 44,114     |
| 受取利息及び配当金    | 31,478     |
| 仕入割引         | 40         |
| 受取地代家賃       | 4,977      |
| その他の営業外収益    | 7,618      |
| 営業外費用        | 6,445      |
| 支払利息         | 1          |
| 受入営業保証金利息    | 1,189      |
| 固定資産除却損      | 4,813      |
| 損害賠償金        | 381        |
| その他の営業外費用    | 59         |
| 経常利益         | 485,709    |
| 税引前当期純利益     | 485,709    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 151,739    |
| 法人税等調整額      | 5,224      |
| 当期純利益        | 328,746    |

## 株主資本等変動計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本 |           |                |              |           |           |               |
|--------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|-----------|-----------|---------------|
|                          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 |           |               |
|                          |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金  |               |
|                          |         |           |                |              |           | 別途積立金     | 繰越利益<br>剰 余 金 |
| 2023年3月1日残高              | 481,524 | 249,802   | 596            | 250,398      | 120,381   | 7,500,000 | 4,325,557     |
| 当期変動額                    |         |           |                |              |           |           |               |
| 自己株式の取得                  |         |           |                |              |           |           |               |
| 剰余金の配当                   |         |           |                |              |           |           | △82,251       |
| 当期純利益                    |         |           |                |              |           |           | 328,746       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |         |           |                |              |           |           |               |
| 当期変動額合計                  | —       | —         | —              | —            | —         | —         | 246,494       |
| 2024年2月29日残高             | 481,524 | 249,802   | 596            | 250,398      | 120,381   | 7,500,000 | 4,572,051     |

|                          | 株 主 資 本          |          |                | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                        | 純 資 産 合 計  |
|--------------------------|------------------|----------|----------------|------------------|------------------------|------------|
|                          | 利 益 剰 余 金        | 自 己 株 式  | 株 主 資 本<br>合 計 | その他有価証<br>券評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |            |
|                          | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |          |                |                  |                        |            |
| 2023年3月1日残高              | 11,945,938       | △329,707 | 12,348,153     | 312,182          | 312,182                | 12,660,335 |
| 当期変動額                    |                  |          |                |                  |                        |            |
| 自己株式の取得                  |                  | △30      | △30            |                  |                        | △30        |
| 剰余金の配当                   | △82,251          |          | △82,251        |                  |                        | △82,251    |
| 当期純利益                    | 328,746          |          | 328,746        |                  |                        | 328,746    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |                  |          |                | 145,336          | 145,336                | 145,336    |
| 当期変動額合計                  | 246,494          | △30      | 246,464        | 145,336          | 145,336                | 391,800    |
| 2024年2月29日残高             | 12,192,432       | △329,737 | 12,594,617     | 457,518          | 457,518                | 13,052,136 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

(a) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(b) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～50年

機械及び装置 10年

② 無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

#### (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に備えるため、当期末における支給見込額を計上しております。

#### ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (6) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益について、主に金物、建材、エクステリア等に関する製品又は商品の販売を行っております。

当該製品又は商品の販売におきましては、製品又は商品の引渡時点でその支配が顧客へ移転して、履行義務を充足するものと判断し、原則として引渡時点において収益を認識しております。なお、国内顧客への販売につきましては、出荷時から製品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、取引対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (津山工場の固定資産の減損)

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

|           |           |
|-----------|-----------|
| 津山工場の固定資産 | 721,339千円 |
| 減損損失      | —         |

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、事業用資産について、工場や営業所等の各事業所をベースとしてグルーピングを行っております。減損損失の認識の判定は、「固定資産の減損に係る会計基準」に照らし、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較することによって行っております。

減損損失の認識の判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識いたします。

資産グループのうち、津山工場の資産グループに関しましては、2期連続で営業赤字となったことにより減損の兆候が生じていると判断しました。

固定資産の減損損失の認識の判定は、同資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの帳簿価額を上回っているため、固定資産の減損損失の計上は不要と判断いたしました。

割引前将来キャッシュ・フローの総額は、外部専門家から入手した不動産鑑定評価額に基づき見積もった正味売却価額を基礎として算定しております。また、不動産鑑定評価額の算定における主要な仮定は、土地の市場価格、建物の再調達原価及び経済的残存耐用年数等であります。

なお、当該見積りは、当社が計算書類作成時点で入手しうる情報により実施しておりますが、経済情勢の悪化などの当社予測と異なる状況が生じる場合には、減損損失が発生する可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

- |                                                                                    |             |
|------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                                                                 | 8,391,724千円 |
| (2) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。<br>この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 |             |
| 当座貸越極度額の総額                                                                         | 3,050,000千円 |
| 借入実行残高                                                                             | —           |
| 差引額                                                                                | 3,050,000千円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務                                                             |             |
| 短期金銭債権                                                                             | 6,137千円     |
| 短期金銭債務                                                                             | —           |

### 4. 損益計算書に関する注記

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| 関係会社との取引高       |          |
| 営業取引による取引高      | 79,505千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 2,000千円  |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

| 株式の種類 | 当事業年度期首    | 増 | 加 | 減 | 少 | 当事業年度末     |
|-------|------------|---|---|---|---|------------|
| 普通株式  | 5,970,480株 |   | — |   | — | 5,970,480株 |

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

| 株式の種類 | 当事業年度期首  | 増 | 加   | 減 | 少 | 当事業年度末   |
|-------|----------|---|-----|---|---|----------|
| 普通株式  | 487,021株 |   | 38株 |   | — | 487,059株 |

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 38株

(3) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|----------|----------|----------------|----------------|
| 2023年5月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 82,251千円 | 15円00銭   | 2023年<br>2月28日 | 2023年<br>5月26日 |

(5) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資       | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|-------------|----------|----------|----------------|----------------|
| 2024年5月30日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 繰越利益<br>剰余金 | 82,251千円 | 15円00銭   | 2024年<br>2月29日 | 2024年<br>5月31日 |

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 繰延税金資産          |            |
| 賞与引当金           | 57,224千円   |
| 未払事業税等          | 11,496千円   |
| 役員退職慰労引当金       | 34,478千円   |
| 減損損失            | 28,231千円   |
| その他             | 57,606千円   |
| 小計              | 189,037千円  |
| 評価性引当額          | △75,267千円  |
| 合計              | 113,769千円  |
| 繰延税金負債          |            |
| その他有価証券評価差額金    | △196,873千円 |
| 合計              | △196,873千円 |
| 繰延税金資産（△は負債）の純額 | △83,103千円  |

## 7. 金融商品に関する注記

## (1) 金融商品の状況に関する事項

## ① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については余資を短期の定期性預金等安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については自己資金又は銀行借入で賄う方針であります。なお、デリバティブ取引については、現在利用しておりません。

## ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部の外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、主として取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。これらは、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、短期の支払期日のみであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

取引先与信限度規程に従い、営業債権について、営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(b) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建て債権・債務については、定期的な為替相場等を把握しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(c) 資金調達に係るリスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を売上高の3ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度末日における営業債権のうち24.7%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）を参照ください）。

|        | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時 価<br>(千円) | 差 額<br>(千円) |
|--------|------------------|-------------|-------------|
| 投資有価証券 | 985,439          | 985,439     | —           |
| 資 産 計  | 985,439          | 985,439     | —           |

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため、時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

また、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「支払手形」、「電子記録債務」及び「買掛金」は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

「投資有価証券」の時価については、株式は取引所の価格によっております。

その他投資有価証券における種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額は次のとおりであります。

表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価額であります。なお、当事業年度において減損処理の対象となったものはありません。

|                          | 種類 | 取得原価<br>(千円) | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 差 額<br>(千円) |
|--------------------------|----|--------------|------------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  | 株式 | 319,898      | 976,570          | 656,672     |
|                          | 小計 | 319,898      | 976,570          | 656,672     |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの | 株式 | 11,149       | 8,869            | △2,280      |
|                          | 小計 | 11,149       | 8,869            | △2,280      |
| 合 計                      |    | 331,047      | 985,439          | 654,391     |

(注2) 市場価格のない株式等

| 区 分       | 貸借対照表計上額 (千円) |
|-----------|---------------|
| 非 上 場 株 式 | 8,587         |

上記については、「投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の当事業年度末日後の償還予定額

|             | 1年以内<br>(千円) | 1年超5年以内<br>(千円) | 5年超10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|-------------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| 預 金         | 3,948,613    | —               | —                | —            |
| 受 取 手 形     | 251,510      | —               | —                | —            |
| 電 子 記 録 債 権 | 2,146,832    | —               | —                | —            |
| 売 掛 金       | 1,816,722    | —               | —                | —            |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債は以下のとおりであります。

| 区分                      | 時 価 (千円) |      |      |         |
|-------------------------|----------|------|------|---------|
|                         | レベル1     | レベル2 | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券<br>その他有価証券<br>株式 | 985,439  | —    | —    | 985,439 |
| 資 産 計                   | 985,439  | —    | —    | 985,439 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 8. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のマンション等（土地を含む）を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は97,858千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに当事業年度末における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

| 貸借対照表計上額（千円） |          |          | 当事業年度末における時価（千円） |
|--------------|----------|----------|------------------|
| 当事業年度期首残高    | 当事業年度増減額 | 当事業年度末残高 |                  |
| 553,291      | 6,179    | 559,470  | 1,145,730        |

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

## 2 主な変動

増加は、補修等による資産計上額21,648千円であります。

減少は、減価償却費15,469千円であります。

## 3 時価の算定方法

主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいた金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

## 9. 収益認識に関する注記

## (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

|               | 報告セグメント    |         | 合計         |
|---------------|------------|---------|------------|
|               | 建築関連製品     | 不動産賃貸   |            |
| 金物            | 3,451,495  | —       | 3,451,495  |
| 建材            | 2,137,130  | —       | 2,137,130  |
| エクステリア        | 3,296,771  | —       | 3,296,771  |
| その他           | 1,824,964  | —       | 1,824,964  |
| 顧客との契約から生じる収益 | 10,710,362 | —       | 10,710,362 |
| その他の収益        | —          | 171,398 | 171,398    |
| 外部顧客への売上高     | 10,710,362 | 171,398 | 10,881,761 |

(注) 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づく賃貸料収入等であります。

## (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、建築関連製品において、主に国内の顧客に対して、金物、建材、エクステリア等に関する製品又は商品の販売を行っております。建築関連製品の販売契約については、契約締結後の交渉による値引きがあり、また、決済期間や取引数量等を条件としたリベートを付して販売していることから、変動対価が含まれております。

変動対価の見積額は、発生しうる最も可能性の高い単一の金額（最頻値）による方法を用いて算定しております。なお、変動対価の額は、当該変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消されるまでに計上された著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引対価に含めております。

履行義務の充足時点については、製品又は商品の引渡時点で充足するものと判断しております。これは、当該時点が製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。なお、国内顧客への販売につきましては、出荷時点から製品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

建築関連製品に関する取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

### ① 契約資産及び契約負債の残高等

|               | 期首残高<br>(千円) | 期末残高<br>(千円) |
|---------------|--------------|--------------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 3,921,309    | 4,215,065    |
| 契約資産          | —            | —            |
| 契約負債          | 5,640        | 13,585       |

顧客との契約から生じた債権は、「受取手形」、「電子記録債権」及び「売掛金」として貸借対照表に計上しております。

契約負債は、主に製品又は商品の引渡前に顧客から受領した対価であり、貸借対照表上、流動負債の「その他の流動負債」に含めて計上しております。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれた額は、5,564千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,380円29銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 59円95銭    |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2024年4月19日

株式会社ダイケン  
取締役会 御中

桜橋監査法人

大阪府大阪市

指 定 社 員 公 認 会 計 士 野 場 友 純  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 西 祐 子  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイケンの2023年3月1日から2024年2月29日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月19日

株式会社ダイケン 監査役会

常勤監査役 花岡 秀典 ㊟

社外監査役 森住 曜二 ㊟

社外監査役 荒井 憲一郎 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営における重要政策の一つであると考えており、長期に株式を保有していただく株主の皆様のご期待にお応えするため、業績に連動した配当を行うこととし、当期純利益（通期）の25%以上の配当性向を目標といたしております。

期末配当につきましては、上記方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を勘案し、1株当たり15円といたしたいと存じます。

|                          |                                                    |
|--------------------------|----------------------------------------------------|
| 配当財産の種類                  | 金銭                                                 |
| 配当財産の割当てに関する事項<br>及びその総額 | 当社普通株式1株につき金 <b>15円</b><br>配当総額 <b>82,251,315円</b> |
| 剰余金の配当が効力を生じる日           | 2024年5月31日                                         |

## 第2号議案 取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役藤岡洋一氏、岡森正寛氏、北脇昭氏の3名が任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日）                                  | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ふじおか よういち<br><b>藤岡 洋一</b><br>(1964年7月6日生) | 1992年1月 当社入社<br>1994年5月 当社取締役営業本部部長<br>1996年5月 当社常務取締役営業本部副本部長<br>1998年4月 当社常務取締役営業本部部長<br>1998年5月 当社取締役副社長営業本部部長<br>2007年5月 <b>当社代表取締役社長（現任）</b> | 1,115,200株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日）                                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2     | おかもり しょうかん<br><b>岡森 正寛</b><br>(1961年3月2日生) | 1983年4月 当社入社<br>2001年8月 当社兵庫工場資材課課長代理<br>2011年3月 当社兵庫工場長<br>2012年3月 当社執行役員兵庫工場長<br>2018年9月 当社執行役員製造管理部部長兼兵庫工場長<br>2019年3月 当社執行役員製造管理部部長<br>2020年3月 当社執行役員製造管理部部長<br>2020年5月 当社取締役製造管理部部長<br>2021年3月 当社取締役製造本部部長<br>2024年3月 <b>当社常務取締役製造本部部長（現任）</b> | 9,921株     |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日）                                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                          | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | かわい ゆうじ<br><b>川合 雄治</b><br>(1954年4月6日生)<br><b>新任</b> | 1994年7月 株式会社スイデン入社<br>1999年6月 同社取締役<br>2000年1月 同社専務取締役<br>2002年4月 <b>同社代表取締役社長（現任）</b><br>2012年5月 <b>株式会社南出キカイ社外取締役（現任）</b> | -          |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数には、ダイケン役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
3. 川合雄治氏は、社外取締役候補者であります。また、川合雄治氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
4. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要
- 川合雄治氏は、製造業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当該経験と見識を活かし、より多角的な観点から経営の管理、執行に対して監督、助言いただくことを期待して社外取締役候補者としております。
- 同氏の選任が承認された場合は、取締役会において企業価値向上のため、経営の意思決定等に対して、客観的中立的な立場から貢献していただく予定であります。
- (2) 社外取締役との責任限定契約
- 当社は社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款第27条の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。川合雄治氏の選任が承認された場合は、同様の契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案でお諮りする取締役の各候補者のうち再任の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任候補者については、選任が承認された場合に、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、保険料は特約部分も含めて全額会社の負担としております。

### 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役の候補者は次のとおりであり、西尾富次氏は監査役花岡秀典氏の補欠として、高橋一夫氏は社外監査役森住曜二氏及び荒井憲一郎氏の補欠としての候補者であります。

なお、あらかじめ選任された補欠監査役の選任の効力は、次期定時株主総会が開催されるまでの間となります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日）                                 | 略歴及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | にしお とみじ<br><b>西尾 富次</b><br>(1963年3月16日生) | 1990年10月 当社入社<br>2005年3月 当社情報システム 課長代理<br>2014年3月 当社情報システム 課長<br>2020年3月 当社情報システム 次長<br>2023年3月 当社情報システム シニアマネージャー<br><b>2024年3月 当社管理本部情報システム課 シニアマネージャー（現任）</b> | 5,200株     |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日）                                 | 略歴及び重要な兼職の状況                                                                                                               | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2     | たかはし かずお<br><b>高橋 一夫</b><br>(1953年4月3日生) | 1972年4月 大阪国税局入局<br>2003年7月 国税庁長官官房大阪派遣 国税庁監察官<br>2010年7月 東山税務署 署長<br>2012年7月 東淀川税務署 署長<br><b>2014年7月 高橋一夫税理士事務所 所長（現任）</b> | -          |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 前記の候補者のうち、高橋一夫氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 高橋一夫氏は、直接企業経営に関与したことはありませんが、税務署長を歴任され、また税理士として税務及び会計に関し豊富な知見及び高い見識を有しております。当該経験と見識を活かし、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 高橋一夫氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
5. 高橋一夫氏が監査役に就任された場合には、会社法第427条第1項及び定款第35条の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
6. 当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案でお諮りする補欠監査役の各候補者は、監査役に就任した場合に、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、保険料は特約部分も含めて全額会社の負担としております。

#### 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役を退任される北脇昭氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社においてあらかじめ取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び社内規程に沿って、取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、事業報告12頁及び13頁に記載のとおりであります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名                                     | 略歴                 |
|----------------------------------------|--------------------|
| <small>きたわき あきら</small><br><b>北脇 昭</b> | 2012年 5月 当社取締役（現任） |

以 上

# 株主総会 会場のご案内

## 会場

大阪市淀川区西中島五丁目5番15号  
新大阪ワシントンホテルプラザ  
2階 若竹の間

## 交通

JR  
新大阪駅  
正面口から徒歩約3分

地下鉄御堂筋線  
新大阪駅  
7番出口から徒歩約3分

## お願い

駐車場のご用意がございませんので、ご来場には公共交通機関をご利用ください。



株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意していません。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。